

はじめに

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から季節性インフルエンザ等と同様の五類感染症に分類され、一つの節目を迎えました。埼玉県衛生研究所では、五類感染症移行後も継続的に新型コロナウイルスのゲノム解析を実施し、変異株の状況や新型コロナウイルス感染症の発生動向の把握に努めてきました。

このほか、インフルエンザや新型コロナウイルス以外の肺炎、呼吸器感染症の原因ウイルス等の発生動向を把握するため、国に先駆け令和5年5月8日から急性呼吸器感染症（病原体）サーベイランスを開始したところです。その結果は、ホームページに公開し、週単位で更新しています。

衛生研究所の役割は、「健康危機発生に備え、衛生行政の科学的、技術的中核として調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供」とされており、その法的根拠が令和5年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「地域保健法」において明確に規定されました。

役割の一つである「公衆衛生情報等の収集・解析・提供」の中でも、感染症の発生に関する情報について、検査結果や遺伝子解析情報も含め、発生動向やその後の流行予測に関する情報をわかりやすく発信していくことは、非常に重要です。

平成16年（2004年）に埼玉県感染症情報センターが県庁から埼玉県衛生研究所に移管されてから20年が経過しました。発足当時より感染症情報を扱う「感染症疫学情報担当」と、病原体の専門検査を担当する「ウイルス担当」や「臨床微生物担当」が連携し、必要な情報を共有・分析・提供できるよう、3つの担当から成る感染症情報センターとして活動を続けてきたところです。病原体の検出状況やCOVID-19のゲノム解析結果など、感染症の発生動向に関する情報を一元的に集約して解析し、必要な情報をわかりやすく迅速に県民や関係機関に届けることにより、より効果的な感染症対策につなげてきました。

このたび、令和5年の埼玉県内の感染症発生状況及び令和5年度の事業について第20号事業報告として取りまとめました。皆様からの忌憚のない御意見、御指導をお願い申し上げます。巻頭のご挨拶とさせていただきます。

令和7年2月

埼玉県衛生研究所

所長 本多 麻夫